

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和6年6月11日

支出負担行為担当官代理

気象庁次長 岩月 理浩

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務については、既に運用している計測震度計検定装置（振動試験装置）（以下、「本装置」という。）における点検調整及び障害調査を行うもので、4の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な本装置の構造及び動作の詳細を熟知している法人等との契約手続に移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- （1）業務名 計測震度計検定装置（振動試験装置）の点検調整
- （2）業務内容 本装置が正常に動作する状態を維持して検定が行えるようにするため、装置各部の点検調整を行うと共に、消耗品交換、注油、清掃、機能確認等を行うものである。
- （3）履行期限 令和6年10月25日（金）

3 業務目的

本装置は、計測震度計検定業務で利用する装置で、規定の周期・振幅の加速度を各計測震度計製作業者が持ち込む被検定計測震度計及び、気象庁設置の標準震度計に与える装置であるため、本点検調整により本装置の機能が維持され正常に検定が行えるようになるものである。

4 応募要件

（1）基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

本装置は、被検定計測震度計及び標準震度計の計測部に規定の周期・振幅の加速度を精度よく与える必要があることを理解するとともに同種の装置においての知見を有し、本装置の点検調整を行う技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

当庁で運用している本装置の性能・機能仕様を理解し、本業務を実施するための資料に示す項目について、個々の要件を満足するような点検調整を行うとともに、装置全体として所要の性能を発揮させる技術を有すること。

(4) 守秘性に関する要件

① 当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

② 当庁の許可を受けた場合を除き、本業務による成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに点検調整を完了する体制を有するとともに、点検調整後に発生した不具合などについて必要な連絡窓口を持つこと。

(6) 業務実績に関する要件

振動装置の製作又は点検調整を実施した実績を有すること。

(7) その他必要と認める要件

本装置に使用されている著作権のあるプログラムにおいて、これを改造並びに改変する権利を有していること、若しくは許可を受けられること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒105-8431

東京都港区虎ノ門3-6-9

気象庁総務部総務課調達管理室第二契約係 下村 政人

電話 03-6758-3900（内線 2519）

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和6年6月11日（火）から令和6年7月1日（月）まで （1）に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和6年7月2日（火）17時まで （1）に同じ。 持参、郵送（書留郵便に限る。）

又は電送（事前に（1）へ連絡を入れること）すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1) に同じ。
- (3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5 (3) により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格を有していなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。